

## 令和7年4月1日施行「ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正」内容について

### 【[新版]わかりやすいボイラー及び圧力容器安全規則(第2版第2刷)】

頁	改正前	改正後
36 下から 1行目	<p><b>2.6.2 ボイラー室の出入口</b> (除外)ボイラーを取り扱う<u>労働者</u>が緊急の場合に避難するのに支障がないボイラー室では、出入口は1でよい。</p>	<p><b>2.6.2 ボイラー室の出入口</b> (除外)ボイラーを取り扱う<u>者</u>が緊急の場合に避難するのに支障がないボイラー室では、出入口は1でよい。</p>
48 上から 4行目	<p><b>2.7.6 ボイラー室の管理等</b></p> <p>① ボイラー室その他のボイラー設置場所には、関係者以外の者がみだりに立ち入ることを<u>禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に掲示</u>すること。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 燃焼室、煙道などのれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間に<u>すき間</u>が生じたときは、火災防止のために<u>すみやかに</u>補修すること。</p>	<p><b>2.7.6 ボイラー室の管理等</b></p> <p>① ボイラー室その他のボイラー設置場所に関係者以外の者がみだりに立ち入ること<u>について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示</u>すること。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ 燃焼室、煙道などのれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間に<u>隙間</u>が生じたときは、火災防止のために<u>速やかに</u>補修すること。</p>